



ハウスプラス住宅保証株式会社

リフォーム瑕疵保険 (リフォーム工事瑕疵担保責任任意保険) の約款

普通保険約款、特約条項

リフォーム工事瑕疵担保責任任意保険普通保険約款

第1章 当社の支払責任

(保険金を支払う場合)

第1条 当社は、付保住宅に対する保険証券記載の改修工事（以下「対象改修等工事」といいます）に由来する対象改修等工事の実施部分（以下「対象改修等工事実施部分」といいます）の瑕疵に起因して、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合（以下「保険事故」といいます）において、被保険者が瑕疵担保責任を履行することによって生じる損害に対して保険金を支払います。

- (1) 対象改修等工事実施部分のうち構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさないこと
- (2) 対象改修等工事実施部分のうち雨水の浸入を防止する部分が防水性能を満たさないこと
- (3) (1) および (2) の事由のほか、下表の左欄に該当する部分が右欄の事象を生ずるなど、対象改修等工事実施部分が社会通念上必要とされる性能を満たさないこと

改修等工事実施部分（工事の目的物）		事象例
コンクリート工事	玄関土間、犬走り又はテラス等の構造耐力上主要な部分以外のコンクリート部分	著しい沈下、ひび割れ又は不陸が生じること
木工事	床、壁、天井、屋根又は階段等の木造部分	著しいそり、すきま、割れ又はたわみが生じること
ボード、表装工事	床、壁又は天井等のボード又は表装工事による部分	仕上材に著しい剥離、変形、ひび割れ、変質、浮き、すき又はしみが生じること
建具、ガラス工事	内部建具の取付工事による部分	建具又は建具枠に著しい変形、亀裂、破損、開閉不良又はがたつきが生じること
左官、タイル工事	壁、床又は天井等の左官、吹付け、石張又はタイル工事部分	モルタル、プラスター、しっくい又は石・タイル等の仕上部分若しくは石・タイル仕上げの目地部分に、著しい剥離、亀裂、破損又は変退色が生じること
塗装工事	塗装仕上の工事による部分	著しい白化、白亜化、はがれ又は亀裂が生じること
屋根工事	屋根仕上部分	屋根ふき材に著しいずれ、浮き、変形、破損又は排水不良が生じること
内部防水工事	浴室等の水廻り部分の工事による部分	タイル目地の亀裂又は破損、防水層の破断若しくは水廻り部分と一般部分の接合部の防水不良が生じること

断熱工事	壁、床又は天井裏等の断熱工事を行った部分	断熱材のはがれが生じること
防露工事	壁、床又は天井裏等の防露工事を行った部分	適切な換気状態での、水蒸気の発生しない暖房機器の通常の使用下において、結露のしたたり又は結露によるかびの発生が生じること
電気工事	配管又は配線の工事を行った部分	破損又は作動不良が生じること
	コンセント又はスイッチの取付工事を行った部分	作動不良が生じること
給水、給湯または温水暖房工事部分	配管の工事を行った部分	破損、水漏れ又は作動不良が生じること
	蛇口、水栓又はトラップの取付工事を行った部分	破損、水漏れ又は作動不良が生じること
	厨房又は衛生器具の取付工事を行った部分	破損、水漏れ、排水不良又は作動不良が生じること
排水工事	配管の工事を行った部分	排水不良又は水漏れが生じること
汚水処理工事	汚水処理槽の取付工事を行った部分	破損、水漏れ又は作動不良が生じること
ガス工事	配管の工事を行った部分	破損、ガス漏れ又は作動不良が生じること
	ガス栓の取付工事を行った部分	破損、ガス漏れ又は作動不良が生じること
雑工事	小屋裏、軒裏又は床下の換気孔の設置工事を行った部分	脱落、破損又は作動不良が生じること

- 2 当社は、前項の保険事故が生じた場合において、被保険者が倒産等を含め相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行しないことにより発注者が被った損害（発注者と住宅所有者が異なる場合には、住宅所有者から発注者に対して修補または損害賠償の請求があったものに限り、発注者の損害とみなします。）について、発注者から当社への請求に基づき保険金を支払います。

（保険期間の始期および終期）

第2条 保険期間は、その初日の午前0時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときはその時刻）に始まり、末日の午後12時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときはその時刻）を終わりとします。

- 2 前項の保険期間中において、付保住宅の保険期間は、次の各号に掲げる事由に応じてそれぞれ当該各号に定める期間とします。
- (1) 第1条第1項第1号および第2号の事由：対象改修等工事が完了した日を始期として5年間（ただし、同項3号の事由に起因した損害については1年間）
 - (2) 同項第3号の事由：対象改修等工事が完了した日を始期として1年間

- 3 当社は、保険期間が始まった後であっても、保険料領収前に発見された保険事故による損害については、保険金を支払いません。

第2章 用語の定義

(用語の定義)

第3条 この約款において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ次の各号の定義に従います。

(1) 付保住宅

被保険者が発注者と工事請負契約を締結し対象改修等工事を行った住棟または住戸であって、保険証券に記載されたものをいいます。

(2) 構造耐力上主要な部分

住宅の基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打ち材その他これに類するものをいう。）、床版、屋根版または横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）で、当該住宅の自重もしくは積載荷重、積雪、風圧、土圧もしくは水圧または地震その他の震動もしくは衝撃を支えるもの

(3) 雨水の浸入を防止する部分

- ① 住宅の屋根もしくは外壁またはこれらの開口部に設ける戸、わくその他の建具
- ② 雨水を排除するため住宅に設ける排水管のうち、当該住宅の屋根もしくは外壁の内部または屋内にある部分

(4) 瑕疵担保責任

被保険者が発注者に対して負担する民法第634条第1項および第2項前段に規定する担保の責任であって当社所定の標準保証書に基づく保証責任をいいます。

(5) 被保険者

瑕疵担保責任を負う保険証券記載の者をいいます。

(6) 発注者

被保険者と付保住宅の対象改修等工事に係る工事請負契約を締結した保険証券記載の者をいいます。

(7) 保険証券

対象改修等工事ごとの保険内容を記載した書面であって、当社が保険契約者に交付する証書をいいます。

(8) 重複保険契約

この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約をいいます。

(9) 保険付保証明書

当社が発注者に対し付保住宅ごとの保険契約内容に関する証明書をいい、発注者に提供することを前提に当社が保険契約者に交付する書面をいいます。

第3章 保険金を支払わない場合

(保険金を支払わない場合)

第4条 当社は、次の各号に掲げる事由に起因する損害（これらの事由がなければ、発生または拡大しなかった損害を含みます。）については、保険金を支払いません。

- (1) 台風、暴風、暴風雨、旋風、竜巻、豪雨、洪水もしくはこれらに類似の自然変象または火災、落雷、爆発、騒じょう、労働争議等による偶然もしくは外来の事由
- (2) 土地の沈下・隆起・移動・振動・軟弱化・土砂崩れ、土砂の流入・流出または土地造成工事による地盤の瑕疵
- (3) 付保住宅の虫食い・ねずみ食いもしくは当該付保住宅の性質・材質による結露または瑕疵によらない当該付保住宅の自然の消耗・摩滅・さび・かび・むれ・腐敗・変質・変色・その他類似の事由
- (4) 付保住宅のうち、対象改修等工事実施部分以外の瑕疵
- (5) 対象改修等工事に伴い設置、更新または修繕された機器、器具または設備自体の不具合（被保険者による施工または組み立て上の瑕疵による場合はこの限りではありません。）
- (6) 対象改修等工事における建材または内外装の色、柄または色調の選択（塗装作業における塗料の色の選択を含みます。）の誤り
- (7) 第1条第1項に定める保険事故によらずに生じた、防音性能または断熱性能の未達その他の発注者が意図した効能または性能の不発揮
- (8) 対象改修等工事実施部分の瑕疵に起因して生じた、付保住宅に居住する者等の傷害・疾病・死亡・後遺障害
- (9) 対象改修等工事実施部分の瑕疵に起因して生じた、付保住宅以外の財物の滅失、汚損もしくは損傷または当該付保住宅その他の財物の使用の阻害
- (10) 付保住宅の著しい不適正使用または著しく不適切な維持管理（定期的に必要なとされる計画修繕を怠った場合は、著しく不適切な維持管理がなされたものとみなします。）
- (11) 被保険者がその材料または指図が不適當であることを指摘したにもかかわらず、発注者が採用させた設計・施工方法もしくは発注者から提供された資材等の瑕疵、または発注者、被保険者以外の者が施工した部分の瑕疵等の被保険者以外の者の責に帰すべき事由
- (12) 対象改修等工事の完了後の付保住宅の増築・改築・修補（第1条第1項に規定する保険事故による修補を含みます。）の工事またはそれらの工事部分の瑕疵
- (13) 修補作業上の手抜きもしくは技術の拙劣または正当な理由のない修補の遅延
- (14) 対象改修等工事の工事請負契約締結時において実用化されていた技術で

は予防することが不可能な現象、またはこれが原因で生じた事由

- 2 地震もしくは噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）が直接的または間接的な原因となって、対象改修等工事実施部分に火災、損壊、埋没、流失等の被害が生じた場合は、当社は、この被害に係る損害（地震等により認識された瑕疵を含みます。ただし、対象改修等工事実施部分が滅失または損傷していない場合を除きます。）に対しては、保険金を支払いません。
- 3 当社は、次の各号に掲げる事由に起因する損害（これらの事由によって発生した保険事故が拡大して生じた損害、および発生原因の如何を問わず保険事故がこれらの事由によって拡大して生じた損害を含みます。これらの事由がなければ発見されなかった対象改修等工事実施部分の瑕疵によって生じた損害を含みます。）については、保険金を支払いません。
 - (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の行動によって、全国または一部の地区において平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
 - (2) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による保険事故
 - (3) 石綿、石綿の代替物質、石綿を含む製品、または石綿の代替物質を含む製品の発ガン性その他有害な特性
- 4 当社は、保険契約者、被保険者、発注者、対象改修等工事に係る工事請負業者（下請負人を含みます。）もしくはそれらと雇用関係のある者の故意または重大な過失によって生じた損害（これらの事由によって発生した保険事故が拡大して生じた損害、および発生原因の如何を問わず保険事故がこれらの事由によって拡大して生じた損害を含みます。これらの事由がなければ発見されなかった対象改修等工事実施部分の瑕疵によって生じた損害は除きます。）については、保険金を支払いません。
- 5 当社は、当社所定の標準保証書の責任の範囲を超える責任については、保険金を支払いません。

第4章 支払うべき保険金

(損害の範囲)

第5条 当社が保険金を支払うべき損害の範囲は、次の各号に掲げる費用または損害賠償金とします。

- (1) 付保住宅に保険事故が生じた場合において、被保険者が支出すべき直接修補に要する費用（対象改修等工事実施部分を修補するために必要とされる材料費、労務費その他の直接費用をいい、第1条第1号ないし第3号に定める事由に起因する当該付保住宅の対象改修等工事実施部分以外の部分の修補に要する直接費用を含みます。また、保険責任開始日における設計・仕様・材質等を上回る修補を行ったことにより増加した費用を除きます。）。ただし、修補に代えて損害賠償金を支払う場合には、実際の修補に要する直接費用を限度とし、損害賠償金の支払いによって代位取得するものがある場合はその価額を控除するものとします。
- (2) 被保険者が、当該付保住宅の対象改修等工事実施部分の修補の必要な範囲、修補方法および修補費用を確定するための調査に要する費用（瑕疵の存在の有無を調査するための費用は除きます。）。ただし、事前に当社が必要かつ妥当と認めた場合に限りします。
- (3) 付保住宅に現に居住している者が、対象住宅の修補期間中に、修補を直接の原因としてそれに必要な転居または仮住まいを余儀なくされた場合に、これに対して被保険者が支出すべき転居に要した費用、宿泊費用または住居賃貸費用。ただし、事前に当社が必要かつ妥当と認めた場合に限りします。
- (4) 瑕疵担保責任に関する解決について、被保険者が当社の承認を得て支出した訴訟、裁判上の和解もしくは調停または仲裁もしくは示談に要した費用
- (5) 被保険者が求償権を保全するために必要な費用。ただし、事前に当社が必要かつ妥当と認めた場合に限りします。

(1 付保住宅あたりの保険金支払方法および支払限度額)

第6条 当社が支払うべき前条第1号ないし第5号の保険金の額は、1回の保険事故（1付保住宅につき同時に発見された保険事故をいい、原因となった瑕疵の異同、発生のおよび部分または修補請求の数にかかわらずのものとし、）につき次の各号の費用または損害賠償金の合計額に、縮小して補割合80%を乗じた額とします。

- (1) 前条第1号の費用または損害賠償金の合計額から免責金額10万円を控除した額
- (2) 前条第2号ないし第5号の費用の合計額

2 当社が支払うべき前条第2号の保険金の額は、調査に必要な実額とします。ただし、1回の保険事故につき、前条第1号の修補費用の10%または200万円の

いずれか小さい額を限度とします。

- 3 当社が支払うべき前条第3号の保険金の額はその実額とし、1回の保険事故につき50万円を限度とします。
- 4 当社がこの保険契約において保険期間を通じて支払う保険金の額は、前条第1号ないし第5号の費用または損害賠償金を通算して、保険証券記載の額を限度とします。
- 5 当社が1被保険者に保険期間を通じて支払う保険金の額は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間（以下「事業年度」といいます。）中に当該被保険者と締結したすべての保険契約の保険金額を通算した額の10%または10億円のいずれか大きい額を限度とします。
- 6 当社がこの約款にもとづく保険契約において各事業年度に支払う保険金の額は、各事業年度中に保険証券が発行された当該保険契約のすべての保険金を通算して10億円を限度とします。

第5章 保険契約者または被保険者の義務

(告知義務)

第7条 当社は、保険事故が発注者または被保険者により第2条第1項の保険期間中に発見され、第11条第1項第1号に規定する当社への通知を行った場合に限り保険金を支払います。

- 2 保険契約締結の当時、保険契約者、被保険者またはそれらの代理人が、故意または重大な過失によって、保険契約申込書（保険契約締結に際して、当社が提出を求めた書類があるときは、これを含みます。以下同様とします。）の記載内容について、当社に知っている事実を告げず、または不実のことを告げたときは、当社は保険金を支払いません。
- 3 前項の規定は、次に掲げる損害には適用しません。
 - (1) 前項の告げなかった事実、または告げた不実のことがなくなった時以後に引き渡された付保住宅の対象改修等工事実施部分に生じた損害
 - (2) 保険契約者または被保険者が、前項の告げなかった事実または告げた不実のことにつき書面をもって訂正を申し出て、当社がこれを書面によって承認した時以後に引き渡された付保住宅の対象改修等工事実施部分に生じた損害
 - (3) 当社が保険契約締結の当時、その事実もしくは不実のことを知り、または過失によってこれを知らなかった間に引き渡された付保住宅の対象改修等工事実施部分に生じた損害

(通知義務)

第8条 保険契約締結の後、次の各号のいずれかに該当する事実が発生したときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に書面で通知し、保険証券に承認を受けなければなりません。

- (1) 重複保険契約を他の保険者と締結しようとするとき、または他の保険者と締結する重複保険契約が存在することを知ったとき。
 - (2) 保険契約申込書の記載事項につき変更をしようとするとき、または変更が生じたことを知ったとき。
 - (3) 付保住宅についてその用途が変更されたとき、または変更が生じたことを知ったとき。
- 2 前項の手続を怠った場合において、その事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から保険証券に承認を得るまでの間に発見された保険事故による損害については、当社は保険金を支払いません。

(割増保険料)

第9条 当社が第7条第3項第2号または前条第1項第2号もしくは第3号の承認をする場合には、当社は、所定の割増保険料を請求することができます。

- 2 保険契約者が前項の割増保険料の支払を怠ったときは、当社は、割増保険料領収前に発見された保険事故による損害については、すでに領収している保険料の割合により保険金を支払います。

(当社による調査に応じる義務)

第10条 当社は、保険期間中いつでも、当社による保険事故発生の予防措置の調査実施と、その結果に基づく不備の改善を保険契約者または被保険者に請求することができ、保険契約者または被保険者はそれに応じなければなりません。

(保険付保証明書を発注者に提供する義務)

第10条の2 保険契約者または被保険者は、当社から保険付保証明書の交付を受けた場合は、発注者に提供しなければなりません。

(発注者への周知等)

第10条3 保険契約者は、発注者に対して、被保険者が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行できない場合に発注者が有する第1条第2項に規定する保険金請求に係る権利、その権利にしたがって保険金請求を行う場合の手続きその他発注者が留意すべき諸事項について、発注者への周知を行い、保険契約の概要を記載した書面を交付します。

第6章 保険事故の発生および保険金の請求

(保険事故の発生)

第11条 保険契約者または被保険者は、対象改修等工事実施部分の瑕疵の発見をしたときもしくは発注者から通知を受けたとき、または保険事故もしくは損害が発生したことを知ったときは、次の事項を履行しなければなりません。

(1) 次の事項を書面で当社に通知すること。なお、イについては遅滞なく履行しなくてはなりません。

イ 瑕疵の発見または保険事故もしくは損害の発生を知った日、付保住宅の所在地、発注者の名ならびに瑕疵、保険事故および損害の状況

ロ 付保住宅に対し、被保険者以外の者が修補を行おうとするときは、その者の住所、氏名および連絡先

ハ 修補の内容および費用の見積額

(2) 損害の発生または拡大を防止または軽減するため、遅滞なく被保険者の費用で対象改修等工事実施部分の検査、修補その他適切な措置を講ずること。

(3) 保険事故または保険事故が発生するおそれがある瑕疵の存在を知り、かつ、当該保険事故と同種の保険事故の発生を通常予見し得る場合は、当該保険事故と同種の保険事故の発生を防止するため被保険者の費用で必要な措置を講ずること。

(4) 保険事故について被保険者が第三者に対して損害賠償その他の請求権を有する場合には、その権利の保全または行使について必要な手続きを行うこと。

(5) 瑕疵担保責任およびその額の全部または一部を認めようとするときは、あらかじめ当社の承認を得ること。

(6) 瑕疵担保責任に関する訴訟を提起するときまたは提起されたときは、すみやかに書面により当社に通知すること。

2 前項第1号イの通知が、正当な理由なく第2条第1項の保険期間が終了した時から30日を過ぎてなされた場合には、当社は保険金を支払いません。

3 保険契約者または被保険者が正当な理由なく第1項各号の義務に違反した場合、当社は、同項第1号については保険金を支払いません。また、同項第2号ないし第4号および第6号については防止または軽減できたと認められる額を、同項第5号については当社が瑕疵担保責任がないと認めた額を控除した残額を損害額として保険金を決定します。

(保険金請求の手続)

第12条 修補を完了したまたは損害賠償金を支払おうとする被保険者が、保険金の支払いを受けようとするときは、当社が保険金請求書類を被保険者に送付した日から30日以内または当社が書面で承認した猶予期間内に、保険金請求

書類を提出しなければなりません。

- 2 保険契約者または被保険者が前項の書類に故意に不実のことを表示し、もしくは事実を隠したとき、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造したとき、または前項の義務に違反したときは、当社は保険金を支払いません。

(保険金の支払)

第13条 当社は、被保険者が前条第1項の請求をした日から30日以内に保険金を支払います。

- 2 重複保険契約がある場合において、それぞれの保険契約につき、他の保険契約がないものとして算出した保険金の支払責任額の合計額が第5条第1号ないし第5号に定める損害の額を超えるときは、当社は、次の算式によって算出した額をこの保険契約の損害の額とみなして保険金を支払います。

$$\text{損害の額} \times \frac{\text{この保険契約の支払責任額}}{\text{各保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{この保険契約の損害の額}$$

(発注者の直接請求権)

第14条 保険事故による損害が発生した場合において、被保険者の倒産等を含め被保険者が相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行しないときは、発注者は、当社に対し、瑕疵、保険事故および損害の状況を通知することにより保険金の支払いを請求することができるものとし、当社は発注者からの請求にもとづき保険金を支払います。

- 2 発注者は、前項の損害の発生もしくは拡大を防止または軽減するため、遅滞なく発注者の費用で付保住宅の検査、修補その他適切な措置を講ずることとします。
- 3 当社は、第1項の通知から瑕疵の存在の可能性があると判断したときは、当該瑕疵に係る調査を原則として発注者の立会いのもとで行います。
- 4 当社は、前項の調査結果を精査のうえ保険事故の存在の有無を判定し、保険金の支払いの対象となる損害の範囲および損害額の見込みの概要を発注者に通知するとともに、修補方法等について発注者と協議を行い定めることとします。
- 5 当社は、第1項の請求があった場合において、第5条第2号、第12条第1項、第13条第1項および第16条第1項の規定中「被保険者」とあるのは「発注者」と、第12条第2項の規定中「保険契約者または被保険者」とあるのは「発注者」と、読み替えて適用します。

6 第6条第1項の規定にかかわらず、第1項の保険金の支払額は、1回の保険事故につき、次の各号の費用の合計額とします。

(1) 第5条第1号の費用または損害賠償金の合計額から免責金額10万円を控除した額

(2) 第5条第2号および第3号の費用の合計額

(保険協会審査会)

第15条 被保険者は、当社と締結したリフォーム工事瑕疵担保責任任意保険契約の保険金支払いに関して当社との間で紛争が生じた場合には、一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会に設置される審査会（以下「保険協会審査会」といいます。）に当該紛争の審査を請求することができます。

2 発注者は、第1条第2項の規定に基づく発注者への保険金の支払に関して当社との間で紛争が生じた場合には、保険協会審査会に当該紛争の審査を請求することができます。

3 当社は、前2項の請求が行われた案件について、保険協会審査会の見解が示された場合には、特段の事情がない限り、当該見解に従うこととします。

(代位)

第16条 被保険者が他人に対し、修補請求権または損害賠償請求権を有する場合において、当社が被保険者に保険金を支払ったときは、当社は、支払った保険金の額の限度において、被保険者がその者に対して有する権利を取得します。

2 当社は、前項の規定に基づき取得する権利（第14条第5項の読み替えにより当社が取得する権利を含みます。）のうち、保険契約者、被保険者、発注者または付保住宅の対象改修等工事にかかる工事請負業者（下請負人を含みます。）またはそれらと雇用関係のある者に対するものに限り、これを行使しません。

第7章 保険契約の変更、無効および解除

(保険契約の変更または解除)

第17条 この保険契約締結後に保険契約者、被保険者および発注者の連名の書面による契約解除の申出があったときには、この保険契約を解除します。

(解除の効力)

第18条 前条の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

(保険契約の無効)

第19条 この保険契約締結の当時、保険契約に関し、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人に詐欺の行為があったときには、この保険契約は無効とします。

(保険料の返還：解除の場合)

第20条 この保険契約を解除する場合には、保険料から当社が要した費用を控除した額のうち、解除の日までに経過した月数（保険開始日から経過した月数をいい、1ヶ月未満の端日数がある場合は1ヶ月とします。）に相当する保険料を控除した保険料を返還します。ただし、解除の日が、保険期間の始まる日より前である場合は、保険料の全額から当社が要した費用を控除した保険料を返還します。

(保険料の返還：無効の場合)

第21条 当社は、この保険契約の無効が当社の責めに帰すべき事由による場合は、保険料の全額を返還します。

- 2 当社は、この保険契約の無効が当社の責めに帰すことのできない事由による場合は、保険料から当社が要した費用を控除した額のうち、当社が無効の事実を知った日までに経過した月数（保険開始日から経過した月数をいい、1ヶ月未満の端日数がある場合は1ヶ月とします。）に相当する保険料を控除した保険料を返還します。ただし、当社が無効の事実を知った日が、保険期間の始まる日より前である場合は、保険料の全額から当社が要した費用を控除した保険料を返還します。
- 3 前項の規定にかかわらず、当社は、この保険契約の無効が第19条に規定する事由による場合は、保険料を返還しません。

第8章 準拠法

(準拠法)

第22条 この約款に定めていない事項については、日本国の法令に準拠するものとします。

リフォーム瑕疵保険

(リフォーム工事瑕疵担保責任任意保険)

特約条項

ご契約いただいた保険には、次の特約条項のうち、保険証券および保険付保証明書に記載されたものが適用されますので、該当する部分をご確認ください。

リフォーム工事瑕疵担保責任任意保険
故意・重過失の損害の担保に係る特約条項

(保険金を支払う場合)

第1条 当社は、被保険者がリフォーム工事瑕疵担保責任任意保険約款（以下「リフォーム瑕疵保険約款」といいます。）第4条第4項および第7条第2項の規定により、保険金を支払わないとされた場合であっても、リフォーム瑕疵保険約款第14条第1項から第6項までの規定を適用します（ただし、発注者の故意または重大な過失によって生じた損害または発注者がリフォーム瑕疵保険約款第7条第2項の告知義務違反に該当するものと知っていた場合を除きます）。

(保険金支払に関する特例)

第2条 当社は、前条の規定により発注者が保険金を請求する場合はリフォーム瑕疵保険約款第5条第1号から第3号までの費用または損害賠償金の合計額から免責金額10万円を控除した額（ただし、同条第3号の保険金の額は、1回の保険事故につき50万円を限度とします。）を発注者に支払います。

2 前項の保険金の額は、故意または重大な過失により生じた損害以外の損害に対して支払う保険金を合算して、付保住宅について保険期間を通じて保険証券記載の額を限度とします。

3 前項の規定にかかわらず、当社が支払いを受ける再保険金が削減される場合は、当社が支払う保険金は、その再保険金の額を限度とします。

(普通保険約款との関係)

第3条 この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しない限り、普通保険約款の規定を適用します。

リフォーム工事瑕疵担保責任任意保険普通保険約款
保険料支払猶予特約条項

(特約の適用)

第1条 この特約は、すべてのリフォーム工事瑕疵担保責任任意保険契約に適用します。

(保険料の支払方式)

第2条 保険契約者は、保険契約申込の際に、次の各号のすべてを満たしている場合には、保険料の支払いを口座振替方式により行うものとし、次の各号のいずれかを満たさない場合には、請求書方式により行うものとします。

- (1) 保険契約者の口座（以下「指定口座」といいます。）が当社と保険料の口座振替の取り扱いを提携している金融機関等（以下「提携金融機関」といいます。）に保険契約の申込のときに設定されていること
- (2) 当社所定の預金口座振替依頼手続きがなされていること

(口座振替方式の場合)

第3条 保険料の払込方法が口座振替方式による場合には、保険料の支払は、提携金融機関ごとに当社の定める期日に、指定口座から当社の指定する口座へ振り替えることによります。

- 2 前項に定める期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による保険料の支払が当該休業日の翌営業日に行われた場合には、当社は、期日に支払があったものとみなします。
- 3 保険契約者は、第1項に定める期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預けておかなければなりません。

(請求書方式の場合)

第4条 保険料の払込方法が請求書方式による場合には、保険料の支払いは、当社が送付する請求書に記載の期日までに保険料を支払うものとします。

(保険料の支払猶予期間)

第5条 第3条第1項および前条に定める期日（以下「保険料支払期日」といいます。）までに保険料の支払いがない場合には、保険契約者は、保険料を保険料支払期日の属する月の翌月末日までに指定した場所へ支払わなければなりません。

- 2 当社は、保険契約者が保険料支払期日の属する月の翌月末日までに保険料を支

払った場合には、保険料の支払前に発見された事故による損害（保険契約者が当社に保険契約の申込を行い、当社がそれを受理したときまでに発見された事故による損害を除きます。）に対しては、リフォーム工事瑕疵担保責任任意保険普通保険約款第2条第3項の規定を適用しません。

（事故発生時の取扱い）

第6条 被保険者が、保険料の支払の前に保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は保険料を当社に支払わなければなりません。

（保険料不払による保険契約の解除）

第7条 当社は、保険契約者が保険料支払期日の属する月の翌月末日までに保険料の支払を行わなかった場合には、当社は保険契約を解除することができます。

（普通保険約款および他の特約条項との関係）

第8条 この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しない限り、普通保険約款および他の特約条項の規定を適用します。